

別紙付属書類 指定地域密着型通所介護重要事項説明書

本郷デイサービスセンター

当事業所は介護保険の指定を受けています。
(岩国市指定 第3570801179号)

当事業所はご利用者に対して指定地域密着型通所介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

1. 事業者の概要

(1) 法人名 社会福祉法人 岩国市社会福祉協議会
(2) 法人所在地 山口県岩国市麻里布町七丁目1番2号
(3) 電話番号 (0827) 22-5877
(4) 代表者名前 会長 隅 喜彦
(5) 設立年月日 平成18年3月20日

2. 事業所の概要

(1) 事業所の種類 指定地域密着型通所介護事業所
令和6年3月20日指定
岩国市3570801179号
(2) 事業所の目的 介護保険法令の趣旨に従い、利用者がその居宅においてその有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とします。
(3) 事業所の名称 本郷デイサービスセンター
(4) 事業所の所在地 山口県岩国市本郷町本郷2090番地
(5) 電話番号 (0827) 75-2500
(6) 管理者名 末長 伸昌
(7) 当事業所の運営方針 ご利用者の安全第一を旨とし、より福祉の向上のために適切なサービスを提供します。
(8) 開設年月日 平成18年3月20日
(9) 利用定員 10人（通所型サービスタイプ1利用者を含む）

3. 事業実施地域及び営業時間

(1) 通常の事業の実施地域 岩国市本郷町、美川町及び美和町の区域とします。
(2) 営業日及び営業時間

営業日	月曜日～金曜日（ただし、国民の祝日に規定する日、12月29日から1月3日までを除く。）	
受付時間	月曜日～金曜日	8時30分～17時15分

サービス提供時間	月曜日～水曜日・金曜日 9時50分～15時5分
----------	-------------------------

4. 職員体制等

当事業所では、ご利用者に対して指定地域密着型通所介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

〈主な職員の配置状況〉 職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	実数	指定基準
1. 管理者（兼任）	1人	1人
2. 介護職員	1人以上	1人
3. 生活相談員	1人以上	1人
4. 機能訓練指導員	1人以上	1人

（令和6年6月1日現在）

〈従業者の職種及び職務の内容〉

職種	勤務体制
1. 管理者	・事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行い、従業者に対し指揮命令を行います。
2. 介護職員	・ご利用者の日常生活上の介護並びに健康保持のために相談・助言等を行います。
3. 生活相談員	・ご利用者の日常生活上の相談に応じ、適宜生活支援を行います。
4. 機能訓練指導員	・利用者の日常生活やレクリエーション、行事を通じて機能訓練等を行います。

5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

（1）介護保険の給付の対象となるサービス

以下のサービスについては、利用料金の大部分（通常7～9割）が介護保険から給付されます。

〈サービスの概要〉

① 送迎

ご自宅までの送迎。

② 入浴

入浴又は清拭。

③ レクリエーションの提供

心身機能の維持向上。

〈サービス利用料金（1回あたり）〉

介護保険負担割合証に記載されている利用者負担の割合に応じて下記の料金表によって、自己負担額をお支払い下さい。

	区分	10割	1割 (自己負担)	2割 (自己負担)	3割 (自己負担)
基本単価	要介護1	6,570円	657円	1,314円	1,971円
	要介護2	7,760円	776円	1,552円	2,328円
	要介護3	8,960円	896円	1,792円	2,688円
	要介護4	10,130円	1,013円	2,026円	3,039円
	要介護5	11,340円	1,134円	2,268円	3,402円
選択単価	入浴介助加算 I	400円	40円	80円	120円
	入浴介助加算 II	550円	55円	110円	165円
介護職員等処遇改善加算III※		基本単価と選択単価の合計 8%	左記金額の1割	左記金額の2割	左記金額の3割

※区分支給限度基準額の算定対象外になります。

- 送迎を行わない場合は片道47円の減額となります。(自己負担1割の場合)
- 松風荘からのご利用者につきましては、自己負担額が1日につき94円の減額となります。ただし、傷病により一時的に送迎が必要であると認められるご利用者その他やむを得ない事情により送迎が必要であると認められるご利用者に対して送迎を行った場合は、この限りではありません。(自己負担1割の場合)
- ご利用者の要介護認定が決まっていない場合には、サービス利用料金の全額をいったん支払いたいただくことがあります。その場合は、要支援又は要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます(償還払い)。償還払いとなる場合、ご利用者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。なお、自立判定の場合、1回あたり6,570円に利用回数を乗じた金額をいただき、利用を中止といたします。要支援又は事業対象者の判定の場合は、通所型サービス(タイプ1)契約をしていただきます。
- 介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご利用者の負担額を変更します。

(2) 介護保険の給付対象とならないサービス

以下のサービスは、利用料金の全額がご利用者の負担となります。

〈サービスの概要と利用料金〉

①食事提供代

ご利用者に提供する食事にかかる調理費及び材料費は全額ご利用者の負担となります。1回あたり600円となります。

(食事時間)

11時45分～12時45分

②複写物の交付

ご利用者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には実費をご負担いただきます。

1枚につき 20円

③日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金等ご利用者の日常生活に要する費用でご利用者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用を負担いただきます。

おむつ代：原則実費

- 経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、変更決定後2か月後から開始します。

(3) 利用料金のお支払い方法（契約書第6条参照）

利用料金は、1か月とりまとめの上請求致します。原則として山口県農業協同組合、またはゆうちょ銀行の口座引落にてお支払い下さい。但し、口座引落でのお支払いが困難な方は現金でのお支払いも可能です。

(4) 介護保険料の滞納者に対する取り扱い

①介護保険料を1年以上滞納している利用者の場合

支払い方法が変更となり、自己負担分の支払いが1～3割から10割となります。しかし、所定の手続きをとると利用者負担割合に応じて、7～9割が払い戻されます。

②介護保険料を1年6か月以上滞納している利用者の場合

保険給付の差止めのため、全額自己負担の扱いとなります。

③過去に未納によって時効消滅した介護保険料（介護保険料の徴収権は2年で消滅する）がある場合

給付額の減額が行われ、内容は、未納期間に応じて保険給付の割合が6～7割に引下げられます。又、利用者は3～4割相当額をサービス事業者へ支払います。このとき、高額サービス費の支給は行われないことになります。

(5) 利用の中止、変更

- 利用予定日の前に、ご利用者の都合により、地域密着型通所介護サービスの利用を中止又は変更することができます。この場合にはサービスの実施日の前日までに事業者に申し出ください。
- 利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって自宅にて送迎職員へ直接利用中止の申し出をされた場合、キャンセル料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。

利用予定日の前日までに申し出があった場合	無料
----------------------	----

利用予定日当日に自宅にて送迎職員へ直接中止の申し出をした場合	食事提供代
--------------------------------	-------

6. 苦情の受付について

(1) 当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

- 苦情受付担当者：末長 伸昌（管理者）
- 苦情解決責任者：中廣 昌子（通所支援係長）
- 電 話：(0827) 75-2500
- 受 付 時 間：毎週月曜日～金曜日
8時30分～17時15分

また、苦情受付ボックスを施設内に設置しています。

(2) 行政機関その他苦情受付機関

受付機関	住所	電話番号
岩国市福祉部福祉政策課	岩国市今津町1-14-51	(0827) 29-5072
岩国市岩国第一地域包括支援センター (川下・愛宕担当)	岩国市牛野谷町2-12-38	(0827) 34-1577
岩国市岩国第三地域包括支援センター (灘・通津担当)	岩国市藤生町1-17-26	(0827) 34-1313
岩国市岩国第五地域包括支援センター (錦・美川・美和・本郷担当)	岩国市錦町広瀬1067-1	(0827) 71-0055
岩国市地域包括支援センター(第1班) (麻里布・東・装港・小瀬・柱島 担当)	岩国市室の木町3-1-11 (岩国市保健センター内)	(0827) 24-3781
岩国市地域包括支援センター(第2班) (岩国・平田・藤河・御庄・師木野・北河内・南河内 担当)	岩国市室の木町3-1-11 (岩国市保健センター内)	(0827) 24-3700
岩国市地域包括支援センター(第3班) (由宇 担当)	岩国市由宇町中央1-10-11 (由宇保健センター内)	(0827) 63-3113
岩国市地域包括支援センター (第4班玖珂) (玖珂 担当)	岩国市玖珂町4933-2 (岩国市玖珂支所内)	(0827) 82-0368
岩国市地域包括支援センター (第4班周東) (周東 担当)	岩国市周東町下久原1208-1 (岩国市周東総合支所内)	(0827) 84-3615
山口県国民健康保険団体連合会	山口市朝田1980-7	(083) 995-1010
岩国市社会福祉協議会第三者委員	岩国市麻里布町7-1-2	(0827) 22-5877
山口県福祉サービス運営適正化委員会	山口市大手町9-6	(083) 924-2837

7. 施設利用に関する留意事項

(1) 施設・設備の使用上の注意

- ① 施設、設備、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。
- ② 故意又は、重大な過失により、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、原状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。
- ③ 当事業所の職員や他の利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営

利活動を行うことはできません。

(2) 喫煙

事業所内での喫煙はできません。

8. 緊急時の対応方法

地域密着型通所介護の提供中に事故が発生した場合や、容態の変化があった場合は必要に応じて速やかに家族、医療機関地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、行政等に対して連絡を行い、事故の状況及び対応した内容について記録するなど必要な措置を講じるものとします。事故が生じた際には、その原因を解明し、再発を防ぐための対策を講じるものとします。なお、損害賠償については、あいおいニッセイ同和損害保険株式会社の保険（社会福祉事業者総合保険）に加入しています。

主治医		
緊急連絡先		
居宅介護支援事業者		
地域包括支援センター		TEL
岩国市福祉部	福祉政策課	TEL 29-5072
その他		TEL

9. 非常災害時対策

地域密着型通所介護の提供中に天災その他の災害が発生した場合、利用者の避難等適切な措置を講ずる為に、具体的に計画を立て、従事者に周知徹底を図るとともに、避難経路及び協力機関等との連携方法を確認し、避難等の指揮をとります。また、非常災害に備える為、避難、救出その他必要な訓練を定期的に（年1回以上）行うものとします。

10. 秘密保持

従業者は、業務上で知り得た利用者又はその家族の秘密を保持します。その職を退いた後も同様とします。事業所は、サービス担当者会議において、利用者の個人情報を用いる場合には利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合には当該家族の同意をあらかじめ文章により得るものとします。

11. 虐待の防止及び身体拘束等の適正化のための措置について

事業所は、利用者的人権の保護・虐待の防止及び身体的拘束等の適正化のための措置（以下「身体拘束等適正化措置」といいます。）を推進するために、下記の対策を講じます。

- ① 虐待防止及び身体拘束等適正化措置に関する相談窓口、責任者を選定しています。
 - 虐待防止受付担当者：末長 伸昌（管理者）
 - 虐待防止責任者：中廣 昌子（通所支援係長）
 - 電話 話：(0827) 75-2500
 - 受付時間：毎週月曜日～金曜日（祝日及び年末年始は除く）

8時30分～17時15分

- ② 成年後見人の利用を支援します。
- ③ 苦情解決体制を整備しています。
- ④ 虐待の防止及び身体拘束等適正化措置に関する委員会を設置しています。
- ⑤ 従業員に対する虐待防止及び身体拘束等適正化措置の啓発・普及するための研修を実施しています。
- ⑥ サービス提供中に虐待を受けたと思われる事項を発見した場合は、速やかに岩国市地域包括支援センターに通報します。

令和　年　月　日

指定地域密着型通所介護サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

本郷デイサービスセンター

説明者職名

名　前

印

私は、本書面に基づいて事業所から重要事項の説明を受け、指定地域密着型通所介護サービスの提供開始に同意しました。

利用者　　住　所

氏　名

印

家族代表　　住　所

氏　名

印

(利用者との続柄)

)

代理人等　　住　所

氏　名

印

(利用者との関係)

)

地域密着型通所介護サービス契約における個人情報使用同意書

私及びその家族の個人情報については、次の記載するところにより必要最小限の範囲で使用することに同意します。

1 使用する目的

(1) 岩国市社会福祉協議会（以下「岩国市社協」という。）地域密着型通所介護（以下「サービス」という。）契約書第12条第1項各号に定める事項

2 使用に当たっての条件

(1) 岩国市社協は、個人情報の提供に際し、1に記載する目的の範囲内で必要最小限に留め、情報提供の際には関係者以外には決して漏れることのないよう細心の注意を払うこと

(2) 岩国市社協は、個人の情報を使用した会議、相手方、内容等について記録しておくこと

3 個人情報の内容

(1) 氏名、住所、健康状態、病歴、家族状況等、岩国市社協がサービスを行うために最低限必要な利用者や家族個人に関する情報

(2) その他の情報

4 使用する期間

(1) 地域密着型通所介護契約書の契約期間

※「個人情報」とは、利用者個人及び家族に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るものとします。

令和　　年　　月　　日

利用者　　住　所

　　氏　名　　㊞

家族代表　　住　所

　　氏　名　　㊞
(利用者との続柄　　)

代理人等　　住　所

　　氏　名　　㊞
(利用者との関係　　)